暮らしサポート

消費生活に関する
問合せ・相談は
消費生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と思っていませんか？

**消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！**

高齢者向け悪質商法・二セ電話詐欺被害防止キャンペーン中！

高齢者を狙った下記の事例が多くなっています。この他にも気になることがありましたら、お気軽に村消費生活センターまでご相談ください。

● ちょっと待って！その広告、怪しくないですか？ＳＮＳ広告トラブル

ＳＮＳ（YouTubeやＬＩＮＥ、Instagramなど）を見ていると、魅力的で多種多様な広告が頻繁に表示されます。「○○秒で涼しく！」「企業の○○と共同開発」「まとめ買いでお得！」…そんな謳い文句を見ると、思わず購入ボタンを押したくなりますよね。しかし、これは悪質業者のワナかもしれません。近年、ＳＮＳ広告をきっかけとした、「商品が届かない」「商品は届いたが粗悪品だった」「販売店と連絡が取れない」などトラブルが発生しています。購入ボタンを押す前に一呼吸おきましょう。通信販売は商品を手に取って確認できない分、トラブルのリスクが高まります。店舗情報や商品のクチコミを調べるなどして、少しでも不審な点があれば取引をしないようにしましょう。また、通信販売にクーリング・オフはありません。大手通販サイトからの購入であっても、販売店についてや返品・返金のルールをよく確認しましょう。

● こんなトラブルにも要注意！

「今の自宅のままだと大変なことになる」と不安をあおり、工事の契約をさせる点検商法。不用品買取のはずが、大切な貴金属を安く買い取られてしまう訪問販売（押し買い）。安くなるどころか高額になる光回線のトラブルなど…他にもたくさんあります。具体的な手口と対策を知り用心しましょう。そして家族やご近所さん、身近にいる大切な人たちにも教えてあげましょう。みなで消費者力を上げて悪質業者のワナを見抜き、トラブルにあわないことが重要です。

● それでもトラブルに巻き込まれたら…消費生活センターに相談しよう

商品やサービスの契約をめぐり事業者とトラブルになったなど、消費生活に関するトラブルで困った時は、消費生活センターに相談しましょう。契約者本人からトラブルにあった経緯を聴き取り、関係書類を確認したうえで問題点を整理し、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決方法について、助言や情報提供をします。また、適切な専門機関を紹介するなどの支援も行います。契約や購入のきっかけとなったパンフレット、販売サイトの画面や、ＵＲＬ、メールやＳＮＳでのやり取りなどを保存して用意しておきましょう。トラブルにあった経緯を時系列にまとめたメモを作成しておくと、スムーズに進みます。あきらめずにまずは相談しましょう。

～以上、くらしの豆知識2025年版より引用・抜粋～

◀ 消費生活に関する相談は ▶

◆村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場１階西側（収納課奥）
月・水・木・金　午前９時～正午、午後１時～４時　**☎885-7141**（直通）
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は３時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
◆消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎１８８（いやや）※３桁で繋がります。
◆県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前８時30分～午後５時15分　**☎029-301-7379**